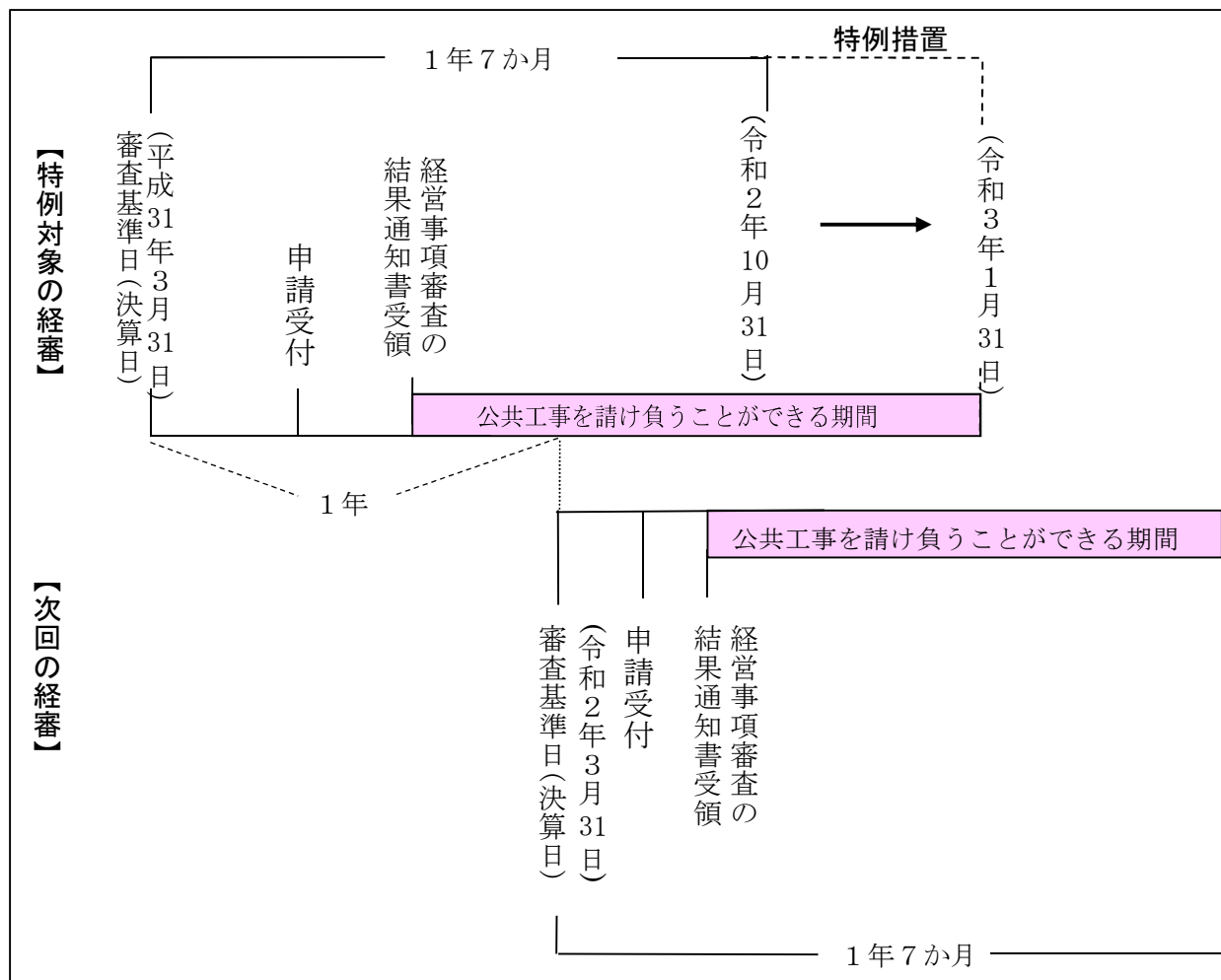


新型コロナウイルス感染症に係る経営事項審査の受審の特例について

神奈川県建設業課

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止措置の影響により、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響を受けた建設業者について、令和2年5月29日から令和3年1月31日までの間に限り、平成30年10月29日の直後の事業年度終了の日以降に経営事項審査を受けていれば足りることとされました。

(例：審査基準日が平成31年3月31日の建設業者の場合)



上記のとおり、この特例により、令和3年1月31日までに、審査基準日が令和2年3月31日の経営事項審査の結果通知書の交付を受けていれば足りることになります。

なお、令和2年4月20日から当面の間、経営事項審査の受付を原則郵送に変更しており、経営事項審査の結果通知書は收受日から60日程度で発送します。そのため、この特例に該当する場合においても余裕をもって経営事項審査を受審する必要がある
ので、ご注意ください。

問合せ先
横浜駐在事務所建設業審査担当
電話 045-313-0722